

指定通所介護サービス

指定通所介護（大日俱楽部ハルジオン）

利 用 契 約 書

社会福祉法人寿敬会



（以下「契約者」という。）と社会福祉法人寿敬会（以下「事業者」という。）は、契約者が末尾記載の各事業所（以下「事業所」という。）において、事業所から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第 1 条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、契約者に対し、通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第 2 条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間までとします。
但し、契約期間満了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更をうけ、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の 10 日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合は、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、更新前の期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第 1 項但書と同様の取扱とします。

第 3 条（個別の通所介護サービスに係る介護計画の決定・変更）

- 1 事業所は、契約者に係る通所介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合にはそれに沿って契約者の個別の通所介護サービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- 2 事業所は、契約者に係る通所介護サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、通所介護サービス計画の作成のために必要な支援を行います。
- 3 事業所は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業所は、契約者に係る通所介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請があった場合、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調

査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。

- 6 事業所は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業所は、通所介護サービスとして、重要事項説明書に記載の介護保険給付対象サービスを提供するものとします。

第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業所は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業所は契約者との合意によって重要事項説明書に記載した介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が全額負担するものとします。
- 4 事業所は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 6 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が通所介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた介護保険負担割合証に記載している割合額を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び通所介護サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は通所介護サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払いといいます）。）

- 一 月途中に要介護からに変更となった場合
 - 二 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金全額

を事業者に支払うものとします。

- 4 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 5 契約者は、サービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、契約者は翌月20日までに事業者に支払うものとします。

第 7条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更することができます。
この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第 8条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 9条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生命、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、契約者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者もしくは家族等の請求に応じて指定通所サービスの提供について記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとし

ます。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者及び従業員は、指定居宅サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、この情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをを行うこと
- 三 事業者が定めた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者または身元引受人兼連帯保証人に故意又は過失、不法行為があつたことが認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第17条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係る通所サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第18条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条（当事業所からの契約解除）

当事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。

- また、以下の各号に該当する事案が特に重大であると当事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。
- 1 利用者またはその身元引受人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 2 利用者またはその連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）による、第二章 第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 3 利用者またはその身元引受人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、又は、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 4 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生

じさせた場合

- 5 事業者は、利用者またはその身元引受人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合。

第20条（精算）

第16条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第七章 その他

第21条（身元引受人）

- 1 契約者は、本契約締結時及び契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、責務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業者は、本契約が終了した後、権利義務にかかる事務処理などの債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。

第22条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額 160万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口（別紙「重要事項説明書」に記載）を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者又は署名代行者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 和歌山市平尾 2 番地 1
事業者名 社会福祉法人 寿敬会
代表者氏名 理事長 中 谷 剛

(印)

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

契約者が署名出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)
(契約者との関係)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)
(契約者との関係)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)
(契約者との関係)

本契約に係る指定通所介護サービス事業所一覧表

事業の種類	事業所の種類	和歌山県指定番号
通所介護	大日俱楽部ハルジオン	3070110675